

宮城県の公社等外郭団体への関わり方の基本的事項を定める条例

平成十六年七月七日
宮城県条例第五十四号

(目的)

第一条 この条例は、県が公社等外郭団体を通じて行政目的の確実かつ効果的な達成を図るため、県の公社等外郭団体への関わり方に関する基本的な事項を定め、もって公正で透明性の高い、効率的な県行政の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「公社等外郭団体」とは、次の各号のいずれかに該当する法人として知事が指定するものをいう。

- 一 県が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資する法人であって、県の出資の割合が四分の一以上のもの
- 二 前号に掲げるもののほか、その業務が県の事務又は事業と密接な関連を有する法人であって、前号に規定する法人に準じて取り扱う必要があるものとして規則で定めるもの

(役割分担と協働)

第三条 県は、県及び公社等外郭団体が、それぞれの役割及び責任の分担を明確にし、公社等外郭団体の自律性を高め、両者が協働して、県民の福祉を向上させるよう努めなければならない。

(評価)

第四条 知事、教育委員会又は公安委員会(以下「知事等」という。)は、規則で定めるところにより、公社等外郭団体に対して、毎年一回、経営目標と実績の対比その他の事項について自ら経営評価を行い、その結果を報告するよう求めるものとする。

- 2 知事等は、前項の経営評価等について、必要な助言又は指導を行うものとする。
- 3 知事等は、前項の助言又は指導を行うに当たっては、適正かつ公平な助言又は指導を行うため、宮城県公社等外郭団体経営評価委員会の意見を聴き、その意見を当該助言又は指導に最大限に反映させるものとする。
- 4 知事等は、第一項の規定による報告、第二項の助言又は指導及び前項の意見を議会に報告するとともに、公表するものとする。

(運営等に関する助言又は指導)

第五条 知事等は、公社等外郭団体に対し、次に掲げる事項について、必要に応じて、助言又は指導を行うものとする。

- 一 公社等外郭団体の目的に照らし、適切な内容の事業を効果的かつ効率的に行うこと。
- 二 理事、監事その他の役員について、その職責にかんがみ、適任者を選任すること。
ただし、法令又は定款において、役員を選任が知事の任命又は認可によることが定められている公社等外郭団体については、この限りでない。
- 三 適切な会計処理、安全かつ確実な資産運用等適正な財務運営を行うこと。
- 四 公社等外郭団体の目的の達成の程度、事業の実施状況、組織の実態等にかんがみ、統廃合、解散、民営化又は法人の形態の転換を行うこと。

(平二〇条例五七・一部改正)

(関わり方の見直し)

第六条 知事等は、行政目的の効率的な実現及び公社等外郭団体の自律的運営を勘案して、出資の在り方、役員及び職員の派遣、支援その他県の公社等外郭団体への関わり方について、適宜、見直しを行うよう努めなければならない。

(自律的運営等への配慮)

第七条 知事等は、第四条から前条までの規定の適用に当たっては、公社等外郭団体の自律的運営及び県以外の出資者の利益を損なわないよう配慮しなければならない。

(出資)

第八条 県は、法人に対する出資を行うに当たっては、当該法人を通じて実現しようとする県の行政目的の確実かつ効果的な達成の可能性、県の財政的負担、人的支援その他県の関わり方に関する事項について、十分配慮しなければならない。

(議会の議決)

第九条 県は、次の各号のいずれかに該当する出資を行う場合には、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。ただし、法令に特別の定めがある場合を除く。

- 一 法人に対する県の出資の割合が四分の一以上になる場合の出資
- 二 県の出資の割合が四分の一以上二分の一未満の公社等外郭団体に対する出資であつて、当該出資により県の出資の割合が二分の一以上になる場合の出資
- 三 七千万円以上の出資
- 四 県の出資の割合が県以外の出資者のそれぞれの出資の割合と比較して最大となる場合の出資

(県の業務委託等)

第十条 県がその業務を公社等外郭団体に委託する場合の委託料の金額は、当該業務の対価として相当なものでなければならない。

2 県が公社等外郭団体に対して交付する補助金、交付金その他これに類するものについては、当該公社等外郭団体の目的及び事業に即したものでなければならない。

(情報公開)

第十一条 県は、インターネットの利用その他の県民が情報を容易に入手することができる方法により、公社等外郭団体の情報公開がなお一層推進されるよう努めなければならない。

(宮城県公社等外郭団体経営評価委員会)

第十二条 公社等外郭団体の経営評価について調査審議するため、宮城県公社等外郭団体経営評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、委員七人以内で組織する。

3 委員は、公認会計士、企業の経営者その他の優れた見識を有する者のうちから知事が任命する。

4 委員の任期は二年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

6 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

7 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

- 8 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。
- 9 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 10 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 11 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(委任)

第十三条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 第四条の規定は、平成十六年度以後の年度分の経営評価から適用する。

(施行後の措置)

- 3 県は、この条例の施行後五年を目途に、この条例の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 4 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和三十八年宮城県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成二〇年条例第五七号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十年十二月一日から施行する。